

水道水中の PFOS 及び PFOA の検査頻度について(1/3)



PFOS 及び PFOA 水質基準へ

水質管理目標設定項目として位置づけられていた PFOS および PFOA について、2025 年 6 月 30 日に関係する省令が公布され、2026 年 4 月 1 日に水質基準として「PFOS および PFOA の合算値として 0.00005 mg/L (50 ng/L) 以下」が設定されます。

PFOS および PFOA の検査回数について

水道法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 45 号）に規定する検査回数等についても、所要の改正が行われました。PFOS および PFOA の検査の回数は、おおむね 3 か月に 1 回以上が基本となりますが、対象となる水道の区分によって検査頻度の減や省略が可能となります。

対象水道区分	検査回数の省略などについて
① 簡易水道と専用水道	過去の検査結果から検査回数の減少（6 か月に 1 回、1 年に 1 回）が可能。過去 3 年間の検出状況により、さらに検査頻度の減少（3 年に 1 回）が可能。
② 水道事業および専用水道（全量受水）	受水元である水道用水供給事業における検査結果が低く、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが確認できた場合は、検査を省略することが可能。
③ 水道事業など	現行の規定を踏襲し、過去 3 年間の検出状況により検査頻度の減少（1 年に 1 回、3 年に 1 回）が可能。

① 簡易水道と専用水道 -3 ページ目にフローを記載-

簡易水道事業および専用水道においては、施行日前に行われた検査結果が水質基準値の 5 分の 1 以下であるときは、検査回数をおおむね 6 か月に 1 回以上に軽減できます。施行後から検査を行った場合には、過去 1 年間における検査の結果がすべて水質基準値の 5 分の 1 以下であるときは、検査回数をおおむね 6 か月に 1 回以上に軽減できます。また、検査結果に加え、原水並びに水源及びその周辺の状況等から検出されるおそれが更に少ない場合には、検査回数をおおむね 1 年に 1 回以上に軽減できます。水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合（過去 3 年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去 3 年間における検査の結果がすべて水質基準値の 10 分の 1 以下であるときは、おおむね 3 年に 1 回以上とすることができます。検査頻度を減らした後に、基準値の 5 分の 1 を超過した場合には、3 か月に 1 回以上の検査が必要となります。

水道水中の PFOS 及び PFOA の検査頻度について(2/3)



② 水道事業および専用水道（全量受水）－3 ページ目にフローを記載－

簡易水道事業、水道用水供給事業より全量受水を行っている水道事業及び専用水道に受水元である水道用水供給事業における検査結果が基準値の 5 分の 1 以下であり、かつ、自ら検査を行った結果、送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが確認できた場合は、自らが実施する検査を省略することができます。ただし、検査が省略となった場合でも、3 年に 1 回程度検査することが望ましいです。また、検査省略後に送水者の検査結果が水質基準の 5 分の 1 を超えた結果がある場合は、その時点から 3 か月に 1 回以上の検査が必要となります（送水者において過去 1 年間の結果が全て 5 分の 1 以下であれば再び省略可）。

【①と②に関する留意事項】

- (1) 施行日前に実施した PFOS・PFOA の検査でも、国の通知法や妥当性評価ガイドラインに適合していれば、有効な過去データとして認められます。
- (2) 検査は原則として配水系統ごとに給水栓で行いますが、施行日前の結果から施設内で濃度上昇がないと判断できる場合は、原水の結果を用いることも可能です。
- (3) 簡易水道・専用水道で施行前に検査を行っていない場合、令和 8 年度の検査頻度は原則として 3 か月に 1 回以上となります。
- (4) 施行前の検査で基準値の 5 分の 1 を超えた結果がある場合、原則として令和 8 年度は 3 か月に 1 回以上の検査が必要です。
- (5) 過去 3 年間の検査結果がすべて基準値の 5 分の 1 以下であれば、「原水並びに水源及びその周辺の状況等から検出されるおそれがない」と判断されます。
- (6) 令和 5 年度以降、各年度に 1 回以上検査を行い、結果が基準値の 10 分の 1 以下であれば、その年度を「過去 3 年間」に含めることができます。
- (7) 水道用水供給事業者からの受水のみの場合は、供給元と自らの検査結果を過去 3 年以内に同一年度で比較し、施設内で濃度が上昇していないことを確認します。
- (8) 複数の水道用水供給事業者から受水している場合は、すべての供給元で基準値の 5 分の 1 以下であることが検査省略の条件となります。

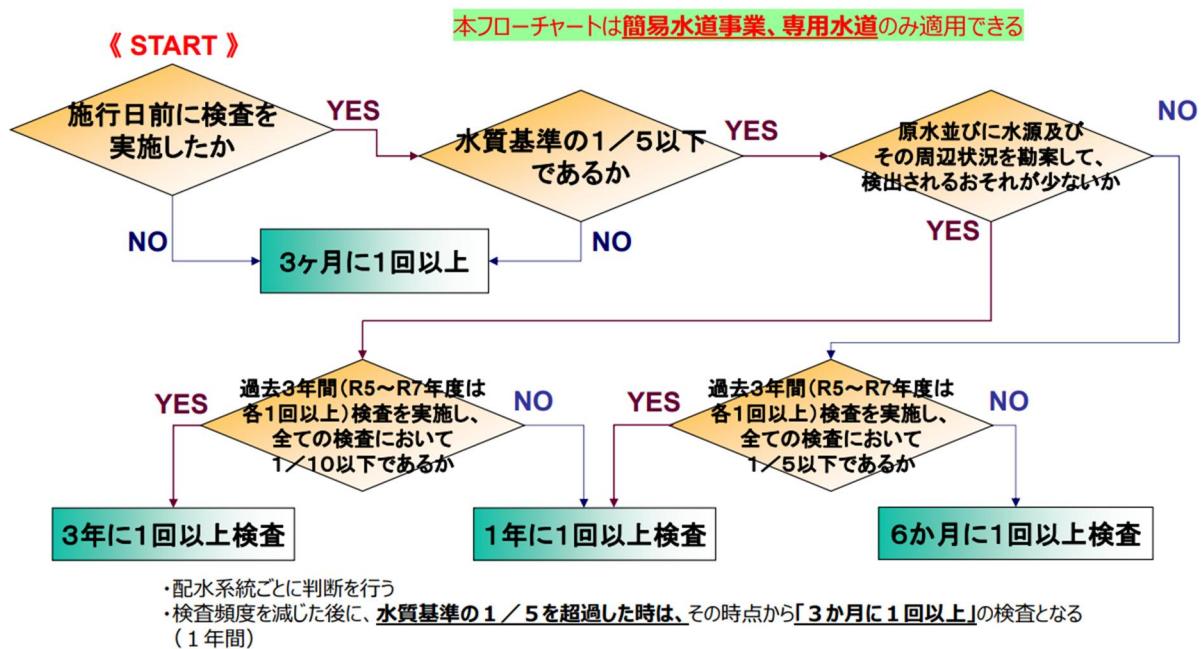
③ 水道事業など

水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるもの少ないと認められる場合（過去 3 年間において水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。）であつて、過去 3 年間における検査の結果がすべて水質基準値の 5 分の 1 以下であるときは、おおむね 1 年に 1 回以上、過去 3 年間における検査の結果がすべて水質基準値の 10 分の 1 以下であるときは、おおむね 3 年に 1 回以上とすることができます。

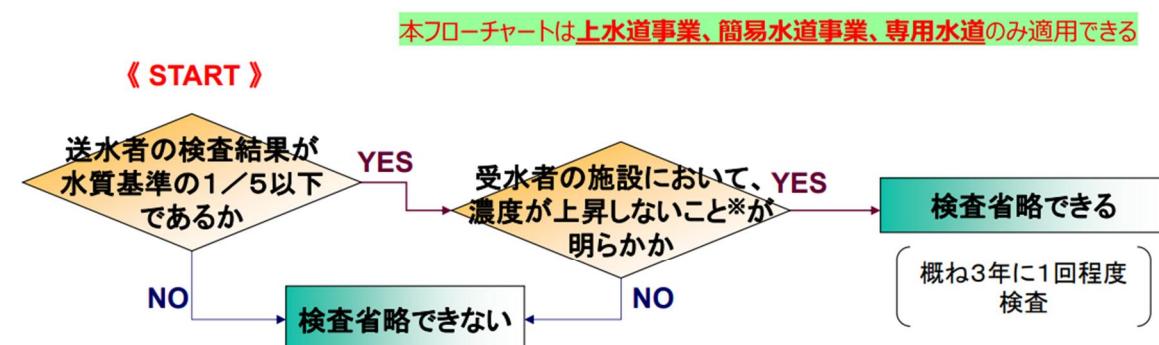
水道水中のPFOS及びPFOAの検査頻度について(3/3)



①簡易水道と専用水道



②水道事業および専用水道（全量受水）



* 過去3年以内の同一年度に実施した送水者の検査結果と受水者が自ら実施した検査結果を比較して判断する

- ・配水系統ごとに判断を行う
- ・複数の送水者から受水する場合は、いずれの検査結果においても水質基準の1/5以下であること
- ・省略後に送水者の検査結果において水質基準の1/5を超過した場合は、その時点から「3か月に1回以上」の検査となる(1年間)

出典：環境省 水道水質・衛生管理室 「水質基準に関する省令改正の概要について」 2025年8月8日資料参照

<https://www.env.go.jp/content/000334172.pdf>

詳しくは、当社 分析担当者 (フリーダイヤル0120-01-2590) までお気軽にお問い合わせ下さい。